

令和元年第4回（9月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第88号	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	可決 (全員一致)	9月10日

審査の状況

- ① 令和元年 9月 5日 (議案審査)
- ・出席委員 ◎田中 こう ○三宅 浩二 浅谷 亜紀 伊庭 聡
 風早 ひさお 川口 潤 北野 聡子 横田 まさのり
- ② 令和元年 9月10日 (議案審査)
- ・出席委員 ◎田中 こう ○三宅 浩二 浅谷 亜紀 伊庭 聡
 風早 ひさお 川口 潤 北野 聡子 横田 まさのり
- ③ 令和元年 9月12日 (委員会報告書協議)
- ・出席委員 ◎田中 こう ○三宅 浩二 浅谷 亜紀 伊庭 聡
 風早 ひさお 川口 潤 北野 聡子 横田 まさのり

(◎は委員長、○は副委員長)

令和元年第4回（9月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第88号 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案の概要

子ども・子育て支援法及び関係政省令の一部改正により、本年10月1日から幼児教育・保育の無償化が実施されることに伴う所要の整備を行うため、関係条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 無償化になるが、給食費の実費請求により実質負担増になるケースは、本当はないのか。

答1 認可保育所で、実質負担増になるケースはない。

西谷認定こども園においては、保育料に含まれていた主食費と副食費が実費請求となる。副食費については、年収およそ360万円未満の世帯は免除されるが、保育料に含まれている主食費は徴収されるため、生活保護世帯である第1階層については、主食費1千円が負担増となるが、現在対象者はいない。

問2 今後対象者が出てきた場合の対応は。

答2 入園の案内時に丁寧に説明する。

問3 西谷認定こども園に在籍している生活保護世帯に1千円の負担増が生じる制度は問題があるのではないか。担当課と連携し、負担増としない考えは。

答3 生活扶助費として、主食費を含み支給されている。従来より認可保育所でも主食費を徴収しているため、利用施設間で負担に差が出ないように1千円の主食費の徴収を行う考えである。

問4 消費税による増収分と、市の負担分の差額が交付税という考えでいいのか。

各施設の運営費が下がってしまうことはないか。

答4 国の制度設計では市の負担はふえないようになっている。国から消費税率の引き上げ分を財源として地方消費税交付金として市に入ってくる。10月に交付金が入らないので、その間、国から子ども・子育て支援臨時交付金が入るので市の負担はふえない。

国は、保育所を運営できるだけの金額を積算して交付金を交付すると考えているので、運営費には影響しないと考える。

問5 無償化に伴い、認可外保育園の保育の質の低下を招かないか。公立保育所を基準に保育の質を保ってほしい。指導は直接市で行うのか。

答5 公私立ともに、財源が変わるが、それにより保育の質が変わるわけではない。
認可外保育施設については、これまで県知事に指導監督権限があったが、今回の無償化に当たって、市が直接、報告を求めたり、質問したり、勧告をすることができるようになったため、県と連携して、保育の質の確保に留意していきたい。

問6 本市の待機児童数は。

答6 平成31年4月1日時点で159人である。3歳児以上の待機児童数は23人で、1歳から2歳の待機児童が多い。

問7 保育の無償化が実施されることによりどのような影響が考えられるのか。

答7 現在、子ども・子育て事業計画の策定を進めており、アンケート調査を行った。その中で保育の無償化に関するニーズについても尋ねた。無償化によってニーズが変わるのかという質問に対して、23.5%が「変わる」と答えた。どういうふうになるのかという質問では、3歳未満で利用したいサービスとしては、認可保育所、認定こども園、市指定保育所などの回答が多かった。3歳以上では認可保育所、認定こども園の利用希望も多いが、幼稚園と幼稚園の預かり保育を利用したい人が多くなっている。

10年前と比較すると就学前の子どもの数は1割程度減少している現状や保護者の就労意向等を含め、総合的に考えると、3歳児以降の保育所のニーズについてはふえると思うが、現在山本地域で整備している120人定員の認可保育所2園で対応が可能と考え、幼稚園と幼稚園預かり保育のニーズについては各幼稚園で実施している預かり保育で対応可能と考える。3歳児未満についてはこれまでも認可保育所の待機児童が多かったこと、今回の調査でも入所のニーズが高いことから新たな保育所整備を検討していく必要があると考えており、子ども審議会で審議中である。

問8 国が定めている部分以外で、市独自に進めようとしている補助はあるのか。

答8 延長保育料の取り扱いについては市の独自のものであり、いままでは保育料に定率をかけて算出していたものを定額制に変更しようとするもので、その中の免除規定については本市独自の支援制度となる。

問9 国は自宅で子育てをする場合と保育所で子育てをする場合を同等にするために負担を求める考え方だが、自宅で子育てをしている家庭と保育所に子どもを預けて保護者が働いている家庭は同等なのか。市の考えは。

答9 食事にかかる費用としてだけ考えると、何らかの施設に所属する場合でも自宅

で子育てをしている場合でも、ひとしく費用がかかるという考え方を国が示しているものであり、本市も国の考えに基づき保護者に負担を求めようとするもの。

問10 幼児教育においては3歳から無償化が実施されることから、全ての市立幼稚園で3歳児保育を始めるべきで、そのことが公立幼稚園、私立幼稚園、認定こども園の平等感や、公立幼稚園の生き残る道につながると考えるが、市の見解は。

答10 幼児教育・保育の無償化により、保護者の子育て環境も今まで以上に多様化し、保護者自身の子育てスタイルに合った就学前施設を選択するようになるのではないかと考える。無償化の趣旨は、3歳児からの質の高い幼児教育の機会の保障である。公立幼稚園での3年保育の実施については、保護者のニーズや今後進む公立幼稚園の統廃合なども総合的に考えながら、検討していかなければならないと考えている。

自由討議	なし
------	----

討 論	なし
-----	----

審査結果	可決（全員一致）
------	----------